

佐賀市空き家改修費助成事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、空き家を有効活用し定住促進を図るため、本市の空き家バンク制度に登録された物件の改修を行う者に対して、予算の範囲内において補助金を交付することについて、佐賀市補助金交付規則（平成17年佐賀市規則第62号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、佐賀市空き家バンク制度要綱（平成22年7月20日施行）に規定する空き家の登録者及び利用希望者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 佐賀市空き家バンク制度に賃貸を目的とした家屋に登録した者
- (2) 佐賀市空き家バンク制度に登録された物件を購入した者

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 空き家の改修
- (2) 一般廃棄物処理業者による、空き家を利用するための不要物の撤去

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号によって算出された金額の合計額とする。この場合において、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 前条第1号に要する経費補助対象事業に係る費用に2分の1を乗じて得た額とし、その限度額は50万円とする。
- (2) 前条第2号に要する経費補助対象事業に係る費用に2分の1を乗じて得た額とし、その限度額は、10万円とする。

2 補助金の交付は、それぞれ1戸につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、空き家改修費助成事業補助金交付申請書（様式第1号）に必要な種類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当と認めるときは、空き家改修費助成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）を申請者に通知するものとする。

(変更申請)

第7条 申請の内容に変更が生じた場合、又は改修を中止する場合においては、空き家改修費助成事業補助金変更承認申請書（様式第3号）によって市長の承認を受

けなければならない。ただし、補助金の額に変更のないものについては、この限りでない。

(実績報告)

第8条 空き家改修が完了したときは、速やかに空き家改修費助成事業実績報告書(様式第4号)に必要な書類を添付し、市長に提出しなければならない。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。